

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 租税債務不存在確認等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成27年5月25日不受理・確定

（控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成26年1月15日判決、本資料26
4号－3・順号12384）

（第一審・神戸地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年3月29日判決、本資料26
3号－66・順号12190）

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	武田 純
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年5月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 山本 庸幸

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる